

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 22 年 12 月 20 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 39 号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和 39 年瀬戸市規則第 14
号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（条例附則第 14 項の規定により減ずる額の日割計算）</u></p> <p><u>第 3 条の 2 月の中途において、条例附則第 14 項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは前条第 1 項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその月の条例第 14 項各号（第 3 号及び第 4 号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。</u></p> <p>（管理職手当の支給）</p> <p><u>第 3 条の 3 <省略></u></p> <p>2 及び 3 <省略></p> <p>（地域手当の支給）</p> <p>第 4 条の 2 <省略></p> <p>2 条例附則第 14 項第 2 号から第 4 号まで、第</p>	<p>（管理職手当の支給）</p> <p>第 3 条の 2 <省略></p> <p>2 及び 3 <省略></p> <p>（地域手当の支給）</p> <p>第 4 条の 2 <省略></p>

1 6 項及び第 1 7 項に規定する地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって地域手当の月額とする。

(端数計算)

第 1 4 条の 2 < 省略 >

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

— 条例附則第 1 4 項第 3 号に規定するそれぞれの基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (条例第 2 0 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第 8 条第 6 項に定める割合を乗じて得た額を加算した額) (条例附則第 1 4 項第 1 号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第 3 号に規定するそれぞれの基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額 (同項第 1 号の給料月額減額基礎額をいう。) 及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (条例第 2 0 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第 8 条第 6 項に定める割合を乗じて得た額を加算した額))

— 条例附則第 1 4 項第 4 号に規定する勤務手当減額対象額 (同項第 1 号の最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額)

別表第 1 (第 3 条の 3 関係)

< 省略 >

(端数計算)

第 1 4 条の 2 < 省略 >

別表第 1 (第 3 条の 2 関係)

< 省略 >

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の規定は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から適用す

७०